

国際サステナビリティ基準審議会
(ISSB)
IFRS S1 号「全般的要求事項」開
示チェックリスト

2024 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間
に適用

2026 年 5 月



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)

IFRS S1 号 全般的な要求事項 開示チェックリスト

企業名: _____ 承認者: _____

報告対象期間: _____ パートナーの承認: _____

インストラクション

説明コメント

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表したIFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成する企業は、**IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」**を適用することが求められる。

IFRS S1号は、サステナビリティ関連開示の完全な1組を構成するための基本的な構成要素及び有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を定めている。

したがって、IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するサステナビリティ関連財務開示を作成する際に適用される。

本チェックリストは、IFRS S1号におけるサステナビリティ関連の開示要求事項を要約したものである。IFRS S1号は、一般目的財務報告書の主要な利用者に対して、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を提供することを企業に要求している。

IFRS S1号を適用するに当たり、企業は、その見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を、さまざまなサステナビリティトピック(例えば、気候、自然及び人的資本)にわたって識別することがある。

本チェックリストは、気候以外のサステナビリティトピックに関して要求される開示を対象としており、そのため、識別されたそれぞれの関連するトピックごとに作成されるべきである。

いくつかの設問は全般的なものであり(例えば、IFRS S1号の概念的基礎に関する設問)、一度のみ回答すれば足りる場合がある。しかしながら、他の設問(例えば、IFRS S1号のコア・コンテンツに関する設問)は、特に、企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続がトピックごとに共通していない場合には、サステナビリティ関連の各トピックごとに複数回、回答する必要がある場合がある。

IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示に関する包括的な要求事項を定めており、一方で、トピック別のISSB基準は、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示(例えば、IFRS S2号「気候関連開示」)を定めている。

トピック別ISSB基準を適用する場合、企業は、IFRS S1号における関連する要求事項についても考慮する。

本チェックリストは、気候以外のサステナビリティトピックについてIFRS S1号に従って報告する企業を対象としたものであり、IFRS S1号における「気候ファースト」の経過措置を選択する企業には適用されない。

また、本チェックリストには、IFRS S2号における開示要求事項は含まれていない。

概念的基礎

ISSBは、サステナビリティ関連財務情報に適用される独立した概念フレームワークを有していない。しかし、IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、それが表現しようとする対象を忠実に表現している場合に有用であると述べている。

IFRS S1号は、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性並びに補強的な質的特性を記述している。関連性及び忠実な表現は基本的な質的特性であり、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性である。

有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関する要求事項は、IFRS S1号第10項及び付録D「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」において説明されている。

さらに、IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務情報を作成するに当たり適用しなければならない 4 つの概念的基礎、すなわち、適正な表示、重要性、報告企業及びつながりのある情報が含まれている。

これらの概念的基礎に関する要求事項は、IFRS S1 号第 10 項から第 24 項(適用指針である付録 B の関連項を含む)において議論されている。

プロポーショナルリティ

IFRS S1号は、①企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、②それら各サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するバリュー・チェーンの範囲(その幅広さ及び構成を含む)の決定、並びに③サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示の作成に当たり、企業は、報告日現在において過度のコスト又は労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが求められると述べている。

また、企業は、①当該影響が個別に識別できない場合、又は②当該影響の見積りに伴う測定の不確実性の水準が非常に高く、その結果として得られる定量的情報が有用でないと企業が判断する場合には、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について、定量的情報を提供する必要はない。

サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示を作成するに当たり、企業は、サステナビリティ関連財務開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いることが求められる。

これらのプロポーショナルリティの概念に関連する開示要求事項は存在しないため、本チェックリストには、これらの要求事項に関連する特定の設問は含まれていない。

期中財務報告

IFRS S1号は、どの企業が期中のサステナビリティ関連財務開示を提供することが求められるのか、また、その提供頻度や提供時期については規定していない。

企業が、法域の要求により期中のサステナビリティ関連財務開示を提供することが求められている場合、又は自ら選択してこれを提供する場合には、IFRS S1号第69項(及びB48項)の指針を適用すべきである。

適用日を巡る検討事項

IFRS S1号の適用日は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間である。各法域におけるエンドースメント制度の下でISSB基準を適用する企業は、関連する各法域における適用日を考慮しなければならない。

適切な要件の確認

各項目は、該当する欄にチェックを付して回答するものとする。

■

Yes

= 開示が行われている。
「コメント」欄において、当該開示が行われているサステナビリティ関連財務開示の該当箇所(又はページ)を参照として記載することができる。

■

No

= 適用対象であるが、開示が行われていない。
「No」と記載された項目については、チェックリスト上又は別途作成する調書において、当該開示を行っていない理由を説明しなければならない。これには、経営者が重要性がないと判断したために省略された開示も含まれ、また、ISSB基準への準拠性の評価を支援するため、該当する場合には、関連する金額又は比率を含めるものとする。

■

N/A

= 当該設問は企業に適用されない。
例えば、設問に記載されている取引、事象又は項目が当該企業に該当しない場合である。

目次

インストラクション	1
概念的基礎.....	4
適正な表示	4
重要性	4
報告企業	4
つながりのある情報.....	4
コア・コンテンツ	5
ガバナンス	5
戦略.....	6
リスク管理.....	9
指標及び目標.....	10
全般的要求事項	12
ガイダンスの情報源.....	12
開示の記載場所	12
報告のタイミング	12
比較情報	13
準拠表明	13
判断、不確実性及び誤謬	14
判断.....	14
測定の不確実性	14
誤謬.....	15
経過措置	15

開示		参照先/説明
Yes	No	

概念的基礎

適正な表示

完全な1組のサステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を、適正に表示しなければならない(IFRS S1号第11項)。

企業は、報告日時点で過度のコスト又は労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、次の事項を行わなければならない。

(a) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別すること。

(b) それら各サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連して、バリュー・チェーンの範囲(その幅広さ及び構成を含む)を決定すること。

適正な表示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性がある情報を開示し、IFRS S1号に定められた原則に従って、それらを忠実に表現することを要求する。

忠実な表現を達成するために、企業は、当該サステナビリティ関連のリスク及び機会について、完全で、中立的かつ正確な描写を提供しなければならない(IFRS S1号第13項)。

設問 1 | S1.11

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を、適正に表示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 2 | S1.13 | S1.D3 | S1.D4

サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる場合(すなわち、予測価値、確認価値又はその両方)に関連性があるとされる。

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性がある情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 3 | S1.13 | S1.D3 | S1.D10

企業は、IFRS S1 号に定められた原則に従い(すなわち、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、完全で、中立的かつ正確な描写を提供することにより)、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現した情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 4 | S1.15(a) | S1.D17 | S1.D18

サステナビリティ関連財務情報は、次の情報と比較可能である場合に比較可能性を有する。

(a) 企業が過去の期間に提供した情報

(b) 他の企業、特に類似した活動を行っている企業又は同じ産業で事業を営む企業が提供した情報

企業は、比較可能性を高める方法でサステナビリティ関連財務開示を提供しているか。

☐ ☐ ☐

設問 5 | S1.15(a) | S1.D21 | S1.D23

サステナビリティ関連財務情報は、当該情報自体又は当該情報を導き出すために利用したインプットのいずれかを裏付けすることが可能である場合に検証可能性を有する。

企業は、検証可能性を高める方法でサステナビリティ関連財務情報を提供しているか。

☐ ☐ ☐

設問 6 | S1.D24

企業が、サステナビリティ関連財務情報として表示した説明又は将来予測の情報に関して、当該情報の基礎となっている仮定及び作成方法について、当該情報が企業の実際の計画又は意思決定を反映している証拠を提供する他の要因について記述しているか。

☐ ☐ ☐

設問 7 | S1.15(a) | S1.D25

企業は、サステナビリティ関連財務情報を適時に開示しているか(すなわち、意思決定者の意思決定に影響を与えることができるように、遅滞なく情報を利用可能にしているか)。

☐ ☐ ☐

設問 8 | S1.15(a) | S1.D26

企業は、サステナビリティ関連財務情報を理解可能な方法で提供しているか(すなわち、情報が明確かつ簡潔であるか)。

☐ ☐ ☐

設問 9 | S1.D30 本質的に複雑で、企業が、理解しやすい方法で表示することが困難なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を含めている場合、当該情報を一般目的財務報告書から除外するのではなく、可能な限り明確に提示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 10 | S1.D31

サステナビリティ関連財務情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、情報が一体的な全体として表示されることに依存している。サステナビリティ関連財務情報が一体的であるためには、企業は文脈及び関連する情報項目の間のつながりを説明する方法で情報を表示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 11 | S1.D32

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の一般目的財務報告書のある部分に記載されており、その内容が他の部分において開示された情報と関係している場合、企業は、利用者が当該関係を評価するために必要な情報を含めているか。

☐ ☐ ☐
設問 12 | S1.D33

企業は、利用者がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、企業の財務諸表における情報と関連付けることができるような方法で提供しているか。

☐ ☐ ☐
設問 13 | S1.15(b) | S1.B26

IFRS サステナビリティ開示基準において具体的に適用される要求事項を遵守するだけでは、一般目的財務報告書の利用者が、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するために十分でない場合、企業は追加的な情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

重要性

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示しなければならない(IFRS S1 号第 17 項)。

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合に、重要性がある(IFRS S1 号第 18 項)。

重要性がある情報を識別し、開示するために、企業は、IFRS S1 号 B13 項から B37 項を適用しなければならない(IFRS S1 号第 19 項)。

情報に重要性があるかどうかを評価するに当たり、企業は、定量的要因及び定性的要因の双方を考慮しなければならない。本チェックリストを適用する際には、利用者は、情報の重要性を慎重に評価すべきである。【補足: IFRS S1 号 B21 項も参照】

企業は、IFRS S1 号が特定の要求事項を最低限の要求事項として定めている場合であっても、重要性がない情報については、開示する必要はない(IFRS S1 号 B25 項)。

重要性がない情報が開示される場合には、状況によっては、サステナビリティ関連財務開示の関連性を低下させることがある。そのような状況において、企業は、IFRS S1 号第 62 項に従い、重要性がない情報によって重要性がある情報を不明瞭にならないことを確保しなければならない。

設問 14 | S1.B32

企業は、法令又は規制により当該情報を開示しないことが容認される場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 15 | S1.B33

法令又は規制により当該情報の開示が禁止されている場合、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準により本来要求される情報を開示する必要はない。その理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は、開示していない情報の種類を識別し、当該制約の源泉を説明しているか。

☐ ☐ ☐
設問 16 | S1.B36(a)

企業が、当該情報が商業上の機密であることを理由として、サステナビリティ関連の機会に関する情報を省略することを選択している場合、S1.B34 項から S1.B35 項に規定される免除を用いている旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 17 | S1.B36(b)

企業が、当該情報が商業上の機密であることを理由として、サステナビリティ関連の機会に関する情報を省略することを選択している場合、当該情報が S1.B34 項から S1.B35 項に規定される免除の要件を引き続き満たしているかどうかについて、各報告日において再評価しているか。

☐ ☐ ☐

報告企業

設問 18 | S1.20

企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同一の報告企業を対象としているか。

☐ ☐ ☐

つながりのある情報

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、当該情報が関連する項目間のつながり及び企業が提供する開示間のつながりを理解できるように情報を提供しなければならない(IFRS S1 号第 21 項)。

設問 19 | S1.21(a)

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る様々なサステナビリティ関連のリスク及び機会など、当該情報が関連する項目の間のつながりを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 20 | S1.21(b)

企業は、サステナビリティ関連財務開示の中で企業が提供する開示間のつながりを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 21 | S1.21(b)

企業は、サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書との間における開示間のつながりを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 22 | S1.22

企業は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別しているか。

☐ ☐ ☐
設問 23 | S1.23

サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、IFRS 会計基準又はその他の適用される会計基準を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合しているか。

☐ ☐ ☐
設問 24 | S1.24

サステナビリティ関連財務開示において測定単位として通貨が特定されている場合、企業は、関連する財務諸表の表示通貨を使用しているか。

☐ ☐ ☐
設問 25 | S1.B42(a)

企業は、開示間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明しているか。

☐ ☐ ☐
設問 26 | S1.B42(b)

IFRS サステナビリティ開示基準が共通する情報項目の開示を要求する場合、企業は、不必要な重複を避けているか。

☐ ☐ ☐
設問 27 | S1.B42(c)

企業は、サステナビリティ関連財務開示の作成に用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表の作成に用いたデータ及び仮定との間における重大な差異について情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

コア・コンテンツ

ガバナンス

ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いているガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである(IFRS S1 号第 26 項)。

設問 28 | S1.27(a)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人を特定し、当該機関又は個人に関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 29 | S1.27(a)(i)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、当該ガバナンス機関又は個人に適用される付託事項、指名、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 30 | S1.27(a)(ii)

企業は、当該ガバナンス機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 31 | S1.27(a)(iii)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、当該ガバナンス機関又は個人が、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 32 | S1.27(a)(iv)

企業は、当該ガバナンス機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びにリスク管理方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 33 | S1.27(a)(iv)

企業は、当該ガバナンス機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 34 | S1.27(a)(v)

企業は、当該ガバナンス機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定を、どのように監督しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 35 | S1.27(a)(v)

企業は、当該ガバナンス機関又は個人が、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 36 | S1.27(a)(v)

企業は、目標に関連するパフォーマンス指標が、報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合にはどのように含まれているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 37 | S1.27(b)(i)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 38 | S1.27(b)(i)

企業は、当該経営者の役割が、具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 39 | S1.27(b)(i)

当該経営者の役割が、具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されている場合、企業は、当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているかに関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 40 | S1.27(b)(ii)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、経営者が統制及び手続を用いているかどうかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 41 | S1.27(b)(ii)

経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために統制及び手続を用いている場合、企業は、これらの統制及び手続が他の内部機能とどのように統合されているかに関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

戦略

サステナビリティ関連のリスク及び機会

戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を理解できるようにすることである(IFRS S1 号第 28 項)。

設問 42 | S1.30(a)

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を記述しているか。

☐ ☐ ☐
設問 43 | S1.30(b)

企業は、識別された各サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸(短期、中期又は長期)を特定しているか。

☐ ☐ ☐
設問 44 | S1.30(c)

企業は、短期、中期及び長期の時間軸をどのように定義しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 45 | S1.30(c)

企業は、短期、中期及び長期の時間軸の定義が、どのように戦略的意思決定のために企業が用いる計画期間とつながっているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない(IFRS S1 号第 32 項)。

設問 46 | S1.32(a)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響についての記述を開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 47 | S1.32(b)

企業は、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分にサステナビリティ関連のリスク及び機会が、集中しているか(例えば、地理的地域、施設及び資産の種類)についての記述を開示しているか。

☐ ☐ ☐

戦略及び意思決定

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定に与える影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない(IFRS S1 号第 33 項)。

設問 48 | S1.33(a)

企業は、企業自身の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 49 | S1.33(b)

企業は、過去の報告期間に開示した計画に対する進捗について、定量的情報及び定性的情報を含めて開示しているか。

☐ ☐ ☐
設問 50 | S1.33(c)

企業は、戦略及び意思決定において考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフを開示しているか。

☐ ☐ ☐

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在及び予想される影響を、一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない(IFRS S1 号第 34 項)。

サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示を作成するに当たり、企業は、次の事項を行わなければならない。

(a) 報告日現在において、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる。

(b) 当該開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いる(IFRS S1 号第 37 項)。

設問 51 | S1.34(a) | S1.35(a)

企業は、報告期間において、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたかについて、定量的情報及び定性的情報を開示しているか(現在の財務的影響)。

☐ ☐ ☐

設問 52 | S1.35(b)

企業は、設問 51(S1.35(a))で識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、次の年次報告期間中に、関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがあるものについて、定量的情報及び定性的情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 53 | S1.34(b) | S1.35(c)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための戦略を踏まえ、投資計画及び処分計画(企業が契約上約束していない計画を含む)並びに当該戦略を遂行するために計画している資金源を考慮した上で、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態がどのように変化すると見込んでいるかについて、定量的情報及び定性的情報を開示しているか(予想される財務的影響)。

☐ ☐ ☐

設問 54 | S1.34(b) | S1.35(d)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように織り込まれているかを考慮し、また、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業の財務業績及びキャッシュ・フローがどのように変化すると見込んでいるかについて、定量的情報及び定性的情報を開示しているか(予想される財務的影響)。

☐ ☐ ☐

定量的情報を提供するに当たり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる(IFRS S1 号第 36 項)。

企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について、当該影響が個別に識別できない、又は、当該影響の見積りに伴う測定の不確実性の水準があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でないと企業が判断する場合には、定量的情報を提供する必要はない(IFRS S1 号第 38 項)。

さらに、企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響について、定量的情報を提供するためのスキル、能力又は資源を有していない場合には、当該定量的情報を提供する必要はない(IFRS S1 号第 39 項)。

設問 55 | S1.40(a)

IFRS S1 号第 38 項から第 39 項に示す条件を適用し、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響に関する定量的情報を提供する必要はないと企業が判断する場合、企業は、定量的情報を提供していない理由を説明しているか。

☐ ☐ ☐

設問 56 | S1.40(b)

IFRS S1 号第 38 項から第 39 項に示す条件を適用し、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について定量的情報を提供する必要はないと企業が判断する場合、企業は、当該財務的影響に関する定性的情報を提供しているか。これには、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会により影響を与える可能性が高いか、又は既に影響を与えた関連する財務諸表における科目、合計及び小計の識別が含まれる。

☐ ☐ ☐

設問 57 | S1.40(c)

IFRS S1 号第 38 項から第 39 項に示す条件を適用し、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について定量的情報を提供する必要はないと企業が判断する場合、企業は、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会を、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報を提供しているか(当該複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く)。

☐ ☐ ☐

レジリエンス

企業は、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して調整するための企業の能力について、一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。定量的情報を提供する場合、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる(IFRS S1 号第 41 項)。なお、他の IFRS サステナビリティ開示基準において、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対するレジリエンスに関して、企業が開示することが要求される情報の種類及び当該開示の作成方法(シナリオ分析が要求されるかどうかを含めて)が特定される場合がある(IFRS S1 号第 42 項)。

設問 58 | S1.41

企業は、サステナビリティ関連のリスクに関連して、自社の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスについて、定性的評価及び該当する場合には定量的評価について、当該評価をどのように実施したのか及びその時間軸に関する情報を含めて開示しているか。

☐ ☐ ☐

リスク管理

リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項をできるようにすることである。

(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングする企業のプロセス(それらのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、どのようにかを含む)を理解すること。

(b) 企業の全体的なリスク・プロファイル及びリスク管理プロセスを評価すること(IFRS S1 号第 43 項)。

設問 59 | S1.44(a)

企業は、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 60 | S1.44(a)(i)

企業は、用いるインプット及びパラメータ(例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 61 | S1.44(a)(ii)

企業は、サステナビリティ関連のリスクの識別に情報をもたらすために、サステナビリティ関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているか開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 62 | S1.44(a)(iii)

企業は、サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模をどのように評価しているか(例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 63 | S1.44(a)(iv)

企業は、他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、また、している場合、どのように優先順位付けしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 64 | S1.44(a)(v)

企業は、サステナビリティ関連のリスクをどのようにモニタリングしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 65 | S1.44(a)(vi)

企業は、過去の報告期間と比較して、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、及びモニタリングするために用いるプロセスを変更したかどうか、また、変更した場合、どのように変更したかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 66 | S1.44(b)

企業は、サステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付け、及びモニタリングするために用いるプロセスを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 67 | S1.44(c)

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、及びモニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、及び、どのように統合され、情報をもたらしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

指標及び目標

全般的要求事項

指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス(企業が設定したサステナビリティ関連の目標及び法令又は規制により満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標に向けた進捗を含む。)について、理解できるようにすることにある(IFRS S1 号第 45 項)。

サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、適用すべき指標を識別するために、IFRS S1 号第 57 項から第 58 項を適用しなければならない(IFRS S1 号第 47 項)。

設問 68 | S1.53

企業は、指標及び目標について、意味のある、明確かつ正確な名称及び記述を用いて名付け及び定義しているか。

☐ ☐ ☐

設問 69 | S1.46(a)

企業は、各サステナビリティ関連のリスク及び機会について、適用される IFRS サステナビリティ開示基準により要求される指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 70 | S1.46(b)(i)

企業は、各サステナビリティ関連のリスク又は機会を測定し、モニタリングするために用いている指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 71 | S1.46(b)(ii)

企業は、各サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連するパフォーマンスを測定し、モニタリングするために用いている指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 72 | S1.46(b)(ii)

企業は、企業が設定した目標又は法令や規制により満たすことが要求されている目標に対する進捗を測定し、モニタリングするために用いている指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 73 | S1.48

企業は、特定のビジネス・モデル、活動又は産業への参加を特徴付ける他の共通の特徴に関連する指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 74 | S1.49

企業が、IFRS サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を識別しているか。

☐ ☐ ☐

企業固有の指標

設問 75 | S1.50(a) |

指標が企業により作成されたものである場合、当該指標がどのように定義されているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 76 | S1.50(a) |

指標が企業により作成されたものである場合、IFRS サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整することにより得られたものかどうかを開示しているか。また、その場合には、どの情報源を用いているか、及び企業が開示している指標が当該情報源において定められている指標とどのように異なるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 77 | S1.50(b) |

指標が企業により作成されたものである場合、当該指標が絶対指標であるか、その他の指標との関連で表現された指標であるか、又は定性的な指標であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 78 | S1.50(c) |

指標が企業により作成されたものである場合、当該指標が第三者により検証されているかどうかを開示しているか。また、その場合には、どの第三者による検証であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 79 | S1.50(d) |

指標が企業により作成されたものである場合、当該指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット(当該方法の限界及び置いた重要な仮定を含む)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

サステナビリティ関連の目標

設問 80 | S1.51 |

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定したサステナビリティ関連の目標、及び法令により満たすことが要求されている目標に関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 81 | S1.51(a) |

企業は、各目標を設定し、各目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 82 | S1.51(b) |

各目標について、企業は、自ら設定したか、又は満たすことが要求されている具体的な定量的又は定性的な目標を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 83 S1.51(c) 企業は、各目標が適用される期間を開示しているか。	☐	☐	☐
設問 84 S1.51(d) 企業は、各目標について、進捗が測定される基礎となる期間を開示しているか。	☐	☐	☐
設問 85 S1.51(e) 各目標について、企業は、マイルストーン及び中間目標がある場合には、それらを開示しているか。	☐	☐	☐
設問 86 S1.51(f) 各目標について、企業は、当該目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスの傾向又は変化についての分析を開示しているか。	☐	☐	☐
設問 87 S1.51(g) 各目標について、企業は、該当ある場合には、その目標の見直し及びそれらの見直しの説明を開示しているか。	☐	☐	☐

全般的要求事項

ガイダンスの情報源

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準を適用しなければならない(IFRS S1 号第 54 項)。

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会に適用される開示要求を識別するにあたり、企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準を適用しなければならない(IFRS S1 号第 56 項)。

IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業は、SASB スタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(IFRS S1 号第 55(a)項)。

サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性があり、かつ、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために、判断を適用しなければならない(IFRS S1 号第 57 項)。

この判断を行うにあたり、企業は、SASB スタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を検討しなければならない(IFRS S1 号第 58(a)項)。

設問 88 S1.59(a) 企業は、サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり適用した具体的な基準、公表文書、産業の実務及び他のガイダンスの情報源を識別しているか。これには、該当する場合には、SASB スタンダードにおける開示トピックの識別を含むか。	☐	☐	☐
設問 89 S1.59(b) 企業は、サステナビリティ関連財務開示の作成(適用される指標の識別を含む)にあたり適用した、IFRS サステナビリティ開示基準、SASB スタンダード又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源において特定された産業を識別しているか。	☐	☐	☐

開示の記載場所

設問 90 S1.60 企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される開示について、一般目的財務報告書の一部として提供しているか。	☐	☐	☐
設問 91 S1.62 企業が、IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報について、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所に開示する場合、企業は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しているか。	☐	☐	☐
設問 92 S1.B47(a) 企業が、IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報を、企業が公表している他の報告書への相互参照により開示する場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が所在する報告書を明瞭に識別しているか。	☐	☐	☐
設問 93 S1.B47(a) 企業が、IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報を、企業が公表している他の報告書への相互参照により開示する場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該報告書へのアクセス方法を説明しているか。	☐	☐	☐
設問 94 S1.B47(b) 企業が、IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報を、企業が公表している他の報告書への相互参照により開示する場合、当該相互参照は、その報告書の正確に特定された部分を指しているか。	☐	☐	☐

報告のタイミング

設問 95 S1.64 企業は、サステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と同時に報告しているか。	☐	☐	☐
設問 96 S1.64 企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としているか。			
設問 97 S1.66(a) 企業が報告期間の末日を変更して、12 ヶ月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を行う場合、当該サステナビリティ関連財務開示が対象とする期間を開示しているか。	☐	☐	☐
設問 98 S1.66(b) 企業が報告期間の末日を変更し、12 ヶ月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ	☐	☐	☐

イ関連財務開示を行う場合、12 ヶ月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由を開示しているか。

設問 99 | S1.66(c) |

企業が報告期間の末日を変更し、12 ヶ月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を行う場合、サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能でない旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 100 | S1.67 |

企業が、報告期間の末日後であるが、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に、報告期間の末日現在に存在していた状況について情報を入手した場合、当該新たな情報に照らして、その状況に関連する開示を更新しているか。

☐ ☐ ☐

設問 101 | S1.68 |

企業は、報告期間の末日後であるが、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、その情報を開示しないことにより、一般目的財務報告書の主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、当該情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

比較情報

企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない(IFRS S1 号第 70 項)。この要求事項は「すべての数値」に関連するものであり、指標に限定されない。

サステナビリティ関連財務開示において報告される数値は、例えば、指標及び目標、又はサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される財務的影響に関連する場合があります(IFRS S1 号第 71 項)。

見積りである数値に変更が生じる場合の比較情報に関する具体的な開示要求事項があり、関連する設問は、下記の「測定の不確実性」のセクションに含まれている。

設問 102 | S1.70 |

他の IFRS サステナビリティ開示基準においてそうしないことが容認又は要求されている場合を除き、企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 103 | S1.70 |

企業は、報告期間に開示されるすべての説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報について、それらの開示を理解するうえで有用である場合には、直前期間に係る比較情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 104 | S1.B52(a) |

企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換えた場合、実務上不可能でない限り、見直された比較対象の数値を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 105 | S1.B52(b) |

企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換えた場合、当該変更の内容を説明しているか。

☐ ☐ ☐

設問 106 | S1.B52(c) |

企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換えた場合、再定義後又は置換後の指標が、より有用な情報を提供する理由を含め、当該変更の理由を説明しているか。

☐ ☐ ☐

設問 107 | S1.B53 |

企業が報告期間において新たな指標を導入する場合、実務上不可能でない限り、当該指標に関する比較対象の数値を開示しているか。

☐ ☐ ☐

設問 108 | S1.B54 |

報告期間との比較可能性を達成するために、直前期間の比較対象の数値を見直すことが実務上不可能である場合、企業はその旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐

準拠表明

設問 109 | S1.72 |

企業のサステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準の関連するすべての要求事項に準拠している場合、企業は、明示的かつ無条件の準拠表明を提供しているか。

☐ ☐ ☐

判断、不確実性及び誤謬

判断

設問 110 | S1.74 |

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、当該開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにするための情報を開示しているか。

☐☐☐

測定の不確実性

サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じる。場合によっては、見積りには、結果が不確実な、将来起こり得る事象についての仮定を伴う。合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、当該見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれるものではない。測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるものではない(IFRS S1 号第 79 項)。

企業が開示しなければならない場合がある情報の種類及び範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち、不確実性及びその他の状況の源泉並びにそれらに寄与する要因によって異なる。企業が開示しなければならない場合がある情報の種類の例には、以下が含まれる(IFRS S1 号第 81 項)。

- 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
- 開示された数値の、その計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度(当該感応度の理由を含む)
- 不確実性について見込み得る解消方法及び開示された数値に対して合理的に考えられる結果の範囲
- 当該不確実性が未解消のままである場合、開示された数値に関する過去の仮定について行った変更の説明

設問 111 | S1.77 |

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにするための情報を開示しているか。

☐☐☐

設問 112 | S1.78(a) |

企業は、開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別しているか。

☐☐☐

設問 113 | S1.78(b)(i) |

企業は、測定の不確実性の程度が高いものとして識別されたそれぞれの数値について、測定の不確実性の源泉を開示しているか。

☐☐☐

設問 114 | S1.78(b)(ii) |

企業は、測定の不確実性の程度が高いものとして識別されたそれぞれの数値について、企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を開示しているか。

☐☐☐

設問 115 | S1.B50(a) |

企業が、前期に開示された見積られた数値である指標に関連する新たな情報を識別し、当該新たな情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、実務上不可能又は当該指標が将来予測的なものでない限り(IFRS S1 号 B51 項参照)、当該新たな情報を反映した見直された比較対象の数値を開示しているか。

☐☐☐

設問 116 | S1.B50(b) |

企業が、前期に開示された見積られた数値である指標に関連する新たな情報を識別し、当該新たな情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、実務上不可能又は当該指標が将来予測的なものでない限り(IFRS S1 号 B51 項参照)、前期に開示された数値と見直された比較対象の数値との差異を開示しているか。

☐☐☐

設問 117 | S1.B50(c) |

企業が、前期に開示された見積られた数値である指標に関連する新たな情報を識別し、当該新たな情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、実務上不可能又は当該指標が将来予測的なものでない限り(IFRS S1 号 B51 項参照)、比較対象の数値を見直した理由を説明しているか。

☐☐☐

誤謬

設問 118 | S1.B3 |

企業は、重要性がある過去の期間の誤謬について、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しているか。

☐☐☐

設問 119 | S1.B58(a) |

企業が、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、当該過去の期間の誤謬の性質を開示しているか。

☐☐☐

設問 120 | S1.B58(b) |

企業が、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、開示されている過去の各期間について実務上可能な範囲で訂正した内容を開示しているか。

☐☐☐

設問 121 | S1.B58(c) |

企業が、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある誤謬を識別し、かつ、誤謬の訂正が実務上不可能である場合、その状態が存在するに至った状況、及び、誤謬がどのように、また、いつから訂正されているかの説明を開示しているか。

☐☐☐

設問 122 | S1.B59 |

表示されている過去のすべての期間について誤謬の影響を判断することが実務上不可能である場合、企業は、実務上可能な最も古い日付から誤謬を訂正し、修正再表示した比較情報を開示しているか。

☐☐☐

経過措置

企業は、適用開始日より前のいかなる期間についても、IFRS S1 号において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業は、IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の開示は要求されない(IFRS S1 号 E3 項)。

設問 123 | S1.E5 |

企業が、IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、(IFRS S2 号に準拠して)気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示するという経過的な救済措置を選択し、その結果、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて IFRS S1 号の要求事項を適用する場合、企業はその旨を開示しているか。

☐☐☐

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は UKC-043749 (UK) 05/26 の翻訳版です。

ey.com/ja_jp